



2025 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デリバリーコンサルティング
代表者名 代表取締役会長 阪 口 琢 夫
(コード番号：9240 東証グロス市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C E O 内 藤 秀 治 郎
(TEL：03-6779-4474)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 10 月 29 日開催予定の第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

現行定款第 14 条及び第 22 条において、代表取締役のみに限定されている株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長を、取締役会においてあらかじめ定めた取締役とすることで、ガバナンス体制の柔軟性を高め、経営の円滑な意思決定と運営を可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第 3 章 株主総会 (招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項に従い定めた取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項に従い定めた取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

2025年10月29日(予定)

定款変更の効力発生日

2025年10月29日(予定)

以 上